

令和 4 年 5 月 定例教育委員会  
議案説明資料

---

議案 5 件  
計 5 件

番号	議案第10号	担当	学校教育部教職員課			
議案名	令和3年度松原市一般会計補正予算（第13号）について					
	令和3年度松原市一般会計補正予算（第13号）を松原市議会第2回定例会へ上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定められた、教育委員会の意見聴取を行うものです。					
担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容		
教職員課	8教1教2事 奨学基金費	千円 24積	千円 その他 1	奨学基金への積立		
説明						
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。					

番号	議案第 11 号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について		
	<p>松原市内の住宅開発の状況や市立小中学校に在籍する児童生徒数の推移等を踏まえて、松原市立小中学校の通学区域について審議する委員について、PTA協議会及び松原市校長会の体制変更に伴い、新たに委員の委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>(PTA 役員 2 名、学校長 2 名の計 4 名)</p> <p>(任期) 前任者の残任期間（委嘱日から令和 4 年 9 月 24 日）</p>		
説明			
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>松原市小中学校通学区域審議会規則第 3 条</p>		

松原市立小中学校通学区域審議会委員名簿

任期：令和4年9月24日まで

	氏名	役職または所属	分類	備考
1	おおこうち 大河内 達矢	松原市議会議員	市議会の議員	
2	なかた 中田 靖人	松原市議会議員	市議会の議員	
3	うえまつ 植松 栄次	松原市議会議員	市議会の議員	
4	よりた 依田 真美子	松原市議会議員	市議会の議員	
5	こうもと 河本 普一	松原市議会議員	市議会の議員	
6	きだ 紀田 崇	松原市議会議員	市議会の議員	
7	のぐち 野口 真知子	松原市議会議員	市議会の議員	
8	つつみ 堤 實	松原市町会連合会副会長	学識経験のある者	
9	やぶの 敷野 正一	桜ヶ丘連合会会长	学識経験のある者	
10	さかた 坂田 大地	松原市PTA協議会副会長	学識経験のある者	
11	とよなが 豊永 みどり	松原市PTA協議会副会長	学識経験のある者	
12	わたなべ 渡邊 成喜	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
13	よしむら 吉村 盛善	松原商工会議所会頭	学識経験のある者	
14	にしき 二木 信彦	松原青年会議所元理事長	学識経験のある者	
15	にしだ 西田 孝司	社会教育委員委員長	学識経験のある者	
16	やすまつ 安松 昌信	柴籬神社名誉宮司	学識経験のある者	
17	あきやま 秋山 弥	阪南大学教授	学識経験のある者	
18	たきみ 瀧見 忠和	松原中学校長	学校の長	
19	よこた 横田 雅昭	河合小学校長	学校の長	
20	はしもと 橋本 明	市長公室長	市の職員	
21	たむら 田村 滋近	市民生活部長	市の職員	

※下線部が新たに委嘱する委員

# ○松原市立小中学校通学区域審議会規則

昭和45年12月1日教委規則第6号

## (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学校の長
- (3) 市の職員
- (4) 学識経験のある者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。
- 3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

## (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会の会議において必要と認めたときは、議事に關係のある者の出席を求める意見を聞くことができる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

## (細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。

番号	議案第12号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市社会教育委員の委嘱及び任命について		
	<p>任期満了に伴い各団体より新たに推薦を受けた委員の委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>なお、任期は令和6年5月31日までとなります。</p>		
説明			
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和4年6月1日</p>		

○松原市社会教育委員条例

平成12年3月31日条例第9号

(設置)

第1条 本市に社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条に規定する社会教育委員(以下「委員」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員は、13人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる

者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

番号	議案第13号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市公民館運営審議委員の委嘱及び任命について		
	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の委嘱及び任命をおこなうものです。</p> <p>なお、任期は令和4年9月30日までとなります。</p>		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

## 松原市立公民館運営審議委員 委員名簿

令和4年9月30日まで

番	氏名	役職または所属	選任区分	備考
1	あじわら あきこ <u>藤原 昭子</u>	松原市立恵我南小学校 校長	学校教育関係者	
2	たなか しげる <u>田中 繁</u>	松原市立松原第四中学校 校長		
3	たなか ともや <u>田中 智也</u>	松原市PTA協議会 副会長		
4	もりもと よしゆき <u>森本 義行</u>	松原市こども会育成連絡協議会 副会長		
5	かの ゆみこ <u>加野 郁子</u>	松原市文化連盟 会長	社会教育関係者	
6	つだ てつお <u>津田 哲男</u>	松原市民生委員児童委員協議会 会計		
7	なかさき りえ <u>中崎 理恵</u>	公民館利用代表者		
8	そが まさお <u>曾我 正雄</u>	元平安女学院大学 特任教授	学識経験者	
9	しみず じつどう <u>清水 實道</u>	布忍寺 住職		
10	ひがした きょうこ <u>東田 京子</u>	元PTA役員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	

※下線部が新たに委嘱する委員

○松原市立公民館運営審議会条例

平成12年3月31日条例第10号

(設置)

第1条 本市に社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条に規定する松原市立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の委員)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

番号	議案第14号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について		
	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の任命をおこなうものです。</p> <p>なお、任期は令和4年8月31日までとなります。</p>		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

## 松原市民図書館協議会委員 委員名簿

任期:令和4年8月31日まで

番	氏名	役職または所属	選任区分	備考
1	藤田 敦子	松原市立松原北小学校 校長	学校教育関係者	
2	田中 繁	松原市立松原第四中学校 校長		
3	竹本 百百子	松原市立わかばこども園 福祉部わかばこども園総括主任保育教諭		
4	牧田 篤弘	松原市PTA協議会 顧問	社会教育関係者	
5	菅 ナナ江	松原市民図書館ボランティアの会 代表		
6	小池 雅子	松原市朗読研究会		
7	田崎 由佳	NPO 法人やんちやまファミリーwith 代表	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	
8	藤野 寛之	阪南大学教授 国際コミュニケーション学部	学識経験者	
9	永田 拓治	阪南大学教授 国際コミュニケーション学部		

※下線部が新たに委嘱する委員

○松原市図書館条例

昭和52年4月19日条例第17号

(図書館協議会)

第17条 法第14条第1項に基づく松原市民図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の組織)

第18条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員12人以内で組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。